

メーキャップ等の物理的効果は、化粧品の効能効果の範囲以外であっても、化粧品の効能を逸脱したものであると判断されていない。このことから、頭髪用化粧品における毛髪の損傷部位等への物理的補修表現も、化粧品の効能効果を逸脱しないよう次の定義や表現の範囲内で行なうものとする。ただし、あくまでもその効果は当該化粧品を使用している時に限定するものであって、恒常に補修が出来るとの誤解を与えてはならない。

1. 毛髪の損傷等の補修表現

(1) 毛髪の損傷等の補修のガイドラインにおける定義

- ・毛髪の損傷等とは、物理的刺激あるいは化学的処理により毛髪からその構成成分が損失し、毛髪表面や内部組織の物性変化や剥離、空隙等が発生して傷んだ状態のことである。
- ・毛髪の補修とは、損傷毛髪に対して、化学反応や薬理作用を伴わない補修成分を、表面に被覆あるいは内部浸透させて、表面や内部の損傷部位の空隙の密着等により、物理的に損傷を補い繕うことであり、治療的な回復のことではない。

(2) 認められる表現の範囲

- ・化粧品の定義の範囲内の、毛髪の損傷等の物理的な補修表現（事実であるものに限る）

(3) 認められない表現の範囲

- ・化粧品の定義の範囲を逸脱した、毛髪の損傷等の治療的回復表現

2. 毛髪の補修表現の範囲の具体例

(1) 認められる表現の具体例

a) 一般的な補修表現

- ・髪を補修して髪の質感をととのえる
- ・傷んだ髪の毛先まで補修してなめらかに

b) 枝毛等の傷んだ髪の補修

- ・枝毛・裂毛・バサつきなどの傷んだ髪を補修
- ・枝毛をコートして補修

c) 髪の表面の補修表現

- ・髪の表面の凸凹を補修し、自然で美しい髪を
- ・キューティクルをしっかりと密着させてなめらかな状態に補修
- ・補修成分がたんぱく繊維の隙間を埋めて補強し、キューティクルをコーティング補修
- ・○○成分が傷んだ髪の表面に吸着して、しなやかな状態に補修します

d) 髪の内部の補修表現

- ・○○成分が髪の内部まで浸透し、髪のダメージを補修します
- ・傷んだ髪の芯まで補修します

e) 成分の特記表示の配合目的としての表現

- ・毛髪補修・保湿成分「○○」配合
- ・毛髪補修コート成分配合
- ・毛髪補修タンパク配合

(2) 認められない表現の具体例

a) 補修という用語を用いた不適切な表現

- ・毛髪補修成分が傷んだ髪を再生
- ・傷んだ髪を補修して健康な髪の再生を促す
- ・毛髪補修成分が髪の内部に浸透し、傷んだ髪が回復する
- ・髪を補修し、バージンヘアが甦る
- ・傷んだ髪を補修して本質から髪質改善
- ・ダメージヘアを補修（広告全体として治療的に回復する内容である場合）

b) 補修という用語と類似した毛髪の損傷部分が治療的に回復するような表現

- ・傷んだ髪を修復します
- ・傷んだ髪が回復します
- ・健康な髪が甦ります

【関連法令等】 医薬品等適正広告基準 第4の3 (1), 3 (2)

「化粧品の効能の範囲の改正について」(平成13年3月9日 医薬監麻発第288号
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)